

お知らせ

## 子ども医療費支給制度



問い合わせ 子育て応援課子育て応援担当(1階⑥番窓口)

中学3年生までの子どもの医療費の一部を助成しています。子ども医療費を利用するには、あらかじめ資格の登録が必要です。

### 登録手続き

#### 期限

出生または転入日の翌日から数えて15日以内

#### 場所

子育て応援課子育て応援担当  
(1階⑥番窓口)

#### 必要なもの

保護者の身分証明書、保護者および子どものマイナンバーが分かるもの、子どもの健康保険証、保護者名義の振込先の口座情報

※いずれも後日提出可能です。

※住所、健康保険、振込口座、保護者等に変更がある場合は、届け出が必要です。

### 受給方法

◆受給資格証(水色)と健康保険証を県内の医療機関窓口にて提示すると、保険診療による一部負担金の窓口での支払いがなくなります。

◆次のいずれかの場合は、医療機関窓口にて医療費を支払った後、「日高市子ども医療費支給申請書」に医療機関ごと、子どもごと、加入健康保険ごとに1か月分の領収書を添付し、受診した翌月以降に申請してください。

○窓口で受給資格証を提示しなかったとき

○1つの医療機関で1か月に2万1,000円以上の一部負担金を払ったとき

○県外や県内のこの制度を取り扱わない医療機関で受診したとき

※幼稚園、保育所(園)、学校の管理下におけるケガ等でスポーツ振興センターの災害給付金の対象となる場合は、子ども医療費では支給できません。

※領収日の翌日から5年を経過した場合は申請できません。

### 申請場所

子育て応援課(郵送可)、各出張所、保健相談センター

※3月で中学校を卒業した子どもの受給資格証はご自身で破棄するか、担当または出張所へ返却をお願いします。

お知らせ

## パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の 広域連携が始まりました



問い合わせ 総務課人権推進・市民活動担当

埼玉県西部まちづくり協議会を構成する日高市・所沢市・飯能市・狭山市・入間市の5市は、「パートナーシップ・ファミリーシップ制度に係る連携に関する協定」を締結しました。この協定により、4月1日から、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓(届出)制度を利用している人が、この5市の間で転出・転入する場合、その手続きを一部省略することができるようになりました。転出・転入の手続き方法等、詳細は市ホームページをご確認ください。

また、この協定により、皆さんに多様な性について正しい知識と理解を深めていただけるよう、5市が連携して啓発に取り組んでいきます。

### 省略できること

○転出・転入の手続きを、転入先の自治体のみで行うことができます

○転入先の自治体への提出書類が一部省略できます

### 省略できる書類

○パートナーシップの場合

独身であることを確認する資料(戸籍謄本、独身証明書等)

○ファミリーシップの場合

親子・近親者であることを確認する資料(戸籍謄本等)

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は、片方または双方が性的少数者である二人やその家族が、市長に対して、パートナー・家族であることを宣誓する制度です。

▶LGBTQ「性的少数者」とは

